# 大阪地方最低賃金審議会

第317回総会

議事録

平成28年度

# 大阪地方最低賃金審議会

第317回総会議事録

1 日 時

平成28年7月28日(木)午前10時30分~同11時45分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出席者

(公益代表委員)

髙瀬委員、冨田委員、長尾委員、服部委員、水島委員

(労働者代表委員)

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井(寛)委員 (使用者代表委員)

近藤委員、中井(正)委員、中野委員、西田委員、古谷委員、吉田委員 (事務局)

苧谷局長、鈴木労働基準部長、田中賃金課長、古田主任賃金指導官、星島賃金指導官、 田村賃金指導官、折笠最低賃金第1係長、木下給付調査官、福谷賃金主任

## 4 審議事項

- (1) 大阪府最低賃金の改正に係る意見について
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について

## 古田主任

定刻になりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第317回総会を開催いたします。 はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する 遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名、合計17名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

なお、公益を代表する深井委員は、本日、ご欠席でございます。

それでは、冨田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 冨田会長

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の「大阪府最低賃金の改正に係る意見について」に入ります。 事務局から説明してください。

#### 古田主任

ご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項に基づき、本年7月5日付にて大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労 使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。そのほか、最低賃金 に係る要請等もございましたので、ご報告をいたします。

まず、労働者側からのご意見でございます。

資料の2ページ、資料2-1をご覧ください。

2-1は、全日本電線関連産業労働組合連合会大阪地方協議会から大阪地方最低賃金審議会会長あてに、大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請として、7月13日に提出があったものでございます。

内容としましては、日本の最低賃金水準は先進国の中でも低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤を揺るがしかねないことから、3年連続の賃上げによる賃金上昇や生計費を考慮し、さらなる均等待遇の法制化で全体の底上げを図るべきと考えているとして、大阪府最低賃金は公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、連合大阪リビングウェイジ990円以上に改正すること、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充を図ること、さらに企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めることなど、5項目の要請が出されているもので、同様の意見、要請書が連合大阪傘下の8団体からも提出をされております。

3ページ、資料の2-2は、7月20日付で、働く女性の人権センターいこ☆るから大阪地方最低 賃金審議会会長あて、2016年最低賃金の大幅な引上げについての要請があったものでございます。 働く女性の過半数が非正規で働いており、今やそれは家計補助者ではなく、ダブルワークやトリプ ルワークで主たる生計者として働いている人も少なくない。最低賃金の水準は憲法で保障されている 健康で文化的な生活水準を意識するべきであり、非正規労働者であっても、心身の具合が悪ければ躊 躇せずに医者にかかり、休暇をとり、また余暇を楽しみ、多少の蓄えもできるという当たり前の生活ができる賃金水準を最低賃金が保障すべきであるとして、大阪府最低賃金を1,400円以上に引き上げること、最低賃金の周知徹底、履行、批判根絶のため、人的配置も含めた万全の措置をとることなどを求めるものでございます。

4ページ、資料2-3は、7月20日付で、全大阪労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長あて、大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。内容としましては、大阪地方最低賃金審議会は年収200万円以下のワーキングプアが増加している大阪の実態を踏まえ、生計費に基づいた水準での議論と大幅な引上げに踏み込む審議をすべきであるとして、大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めるものでございます。

なお、同じ内容の意見書が大阪労連傘下131の団体から、また83筆の個人署名がそれぞれ提出 されております。

5ページ、資料2-4は、7月15日付で、生協労連大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長あて、大阪府最低賃金1,000円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。

内容としましては、地域別最低賃金の地域間の格差を早急に解消すること、労働者の42%が非正規労働者となり、かつての家計補助の労働から基本労働に変わり、家計に占める位置も抜本的に変化している、年収200万円以下の貧困層が増加している大阪の実態を踏まえ、最低賃金の賃金水準の見直しと積極的な最低賃金引上げの審議を望むことなどを求めるものでございます。

9ページ、資料2-5は、7月20日付で、大阪自治体労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長あて、大阪府最低賃金額時給1,000円以上を直ちに実現し、全ての労働者が安心して働き、生活できる賃金制度の確立を求める意見書として、大阪では22の自治体で非正規職員率が4割を超え、非常勤、嘱託、臨時といった形で配置され、低賃金で働いている実態があり、官製ワーキングプアをつくり出している。このような公務職場における非正規職員の実態等を踏まえ、大阪府最低賃金を時給1,000円以上に到達させ、1,500円以上を実現させる視点で改定額の審議をすることなどを求めるもので、大阪労連傘下78団体からも同じ内容の意見書が提出されております。

10ページ、資料2-6は、7月20日付で、自交総連大阪地方連合会から大阪地方最低賃金審議会会長あて、大阪府最低賃金額時給1,000円の早期実現を求める意見書として、タクシー労働者の賃金や労働環境の悪化が進んでおり、営業収入の減少とともに違法行為が蔓延する危機的状況となっている。最低賃金法違反を生み出さない賃金体系を構築するのが先決であり、賃金の底上げ、内需の拡大、地域の活性化のためにも早期に最低賃金時給1,000円を実現するよう求めるもので、大阪労連傘下3団体からも同じ内容の意見書が提出されております。

11ページ、資料2-7は、大阪医療労働組合連合会から大阪地方最低賃金審議会会長あてに、早期に大阪府の最低賃金1,000円の実現を求める意見書として、時給が1,000円を下回る労働者の生活環境は、健康で文化的な生活にはほど遠い、特に介護職場では、介護職全体がワーキングプアとして社会から認識され、賃金の低さから若者が職業として選択できない状況が続いており、人口における高齢者の比率が増加し続ける現状を考えれば、一刻も早い改善が求められるとして、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円への到達を求めるものでございます。

14ページ、資料3-1、15ページ、資料3-2は、今年度第1回の総会で全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請として、全大阪労働組合総連合、全国労働組合総連合取り扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続き、同様の内容で新たに8団体と918筆の個人署名が提出されたものでございます。

次に、使用者側からの意見でございます。

12ページにお戻りください。

資料2-8は、7月20日付で、一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長 あて、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものでございます。

最低賃金は平成19年から毎年大幅な引上げが続いているが、労働集約産業であり必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく、経営を圧迫するところとなっていること、最低賃金の引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払い能力に余力が生じて、はじめて可能になるものであることから、最低賃金の引上げについては慎重な審議を求めるものなどの内容でございます。

また、昨日、日本共産党大阪府議会議員団から大阪労働局長及び大阪地方最低賃金審議会会長あて、 最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望書が提出されましたので、これは別途配付をさせていただい ております。

内容としましては、賃金の引上げは暮らしの向上につながることはもとより、景気回復や経済成長に欠かせないものであるが、大阪府内の名目月額賃金は、2015年にはピーク時の1998年と比べ約2割減となっている。月額約6万7,000円、年間約80万円の所得減である。所得減、低所得者層の増加は消費抑制に拍車をかけ、経済的理由で結婚や子育てをためらう若者の増大を招いており、こうした中、法律による最低賃金の大幅引上げは重要であるとして、最低賃金を時給1,000円とし、1,500円を目指す、賃金引上げのための中小企業への支援を強化することなどを求めるものでございます。

以上でございます。

#### 冨田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご意見はございますか。

( な し )

# 富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改定について、直接、意見をお聞きします。 事務局から説明してください。

#### 古田主任

本日の意見聴取につきましては、7月5日、第316回の総会においてご決定いただきましたとおり、労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員にご選任いただきました4名の方に、意見聴

取を行うこととなっております。

#### 冨田会長

それでは、4名の方からご意見をお聞きすることといたします。

発言時間はお一人7分程度ということにさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

意見聴取につきましては、事務局で進行をお願いいたします。

#### 古田主任

はい、わかりました。

それでは、まず、労働者側陳述人A様にお願いをいたします。

A様、どうぞこちらへお越しください。

それでは、A様、よろしくお願いをいたします。

## A陳述人

私は、労働者側陳述人のAと申します。

本日は、意見陳述の機会をいただきありがとうございます。

私は、スーパーマーケットで、週30時間以上38時間以内の1年ごとの労働契約を更新している非正規労働者です。私の家族は、75歳で軽い認知症を持つ母と長女25歳、長男20歳、次男16歳の5人家族です。私の月々の収入は総額平均16万8,000円で、社会保険料や住民税を引かれると13万8,000円で、年収の手取りは165万程度です。母は現在認知症で、この先、私自身がいつまで働き続けられる状況でいられるかを考えると、不安で仕方ありません。かといって、有料の施設に入れられるお金はありません。

長女は我が家の生活環境から、高校卒業時に大学の進学を諦め、社会人として横浜で働いております。長男は高校を卒業して、介護福祉士として正規の社員として働いていましたが、仕事の内容に比べ給料が低く、諸手当がついて12万5,000円程度で、この先結婚もできないと考え退社いたしました。現在は求職中です。また、次男は私立高校1年生ですが、定期代や学費など毎月高額な費用が必要となっています。その他、月々の家賃など、一切の贅沢をしていないのに、毎月ぎりぎりの生活をしています。

親の貧困が子供の将来に影響を与えるとよく耳にしていましたが、我が家も全くそのとおりで、いくら一生懸命働いても将来の貯蓄に回す余裕は全くありません。去年、大阪の最低賃金が20円上がりました。ありがとうございます。ただ、時給が1,000円になったとして年間2,000時間働いても、ワーキングプアとされる年収200万です。各企業では、女性が活躍できるような新たな制度も導入されるようになってはいますが、親の介護や自分自身の体力などを考えると、そこにチャレンジしたくても現実は厳しいものがあります。

また、子供が数人いると、子供が18歳以上になった場合、社会人として下の兄弟の面倒を見る義務があるとみなされ、20歳の長男は現在無職ですが、次男の扶養手当は減額され、一部支給になったままです。

国は、250万以下は非課税または生活保護となっていますが、私のように年収が200万前後で

も生活保護を受けずに自立して頑張ろうと考え、一生懸命働きながら現実と向き合って頑張っている 同じ立場の世帯主がたくさんいます。私自身の将来の年金額は、月6万5,000円ぐらいだと知り ました。本来ならば、今まだ体が元気なうちにしっかりと働き、少しでも将来のための貯金を蓄えて いかなければと気持ちが焦るばかりですが、この状況は、個人の力や考えでどうなるものでもありま せん。どうかここにおられる皆さんに、前向きに働く人が報われる、将来に不安のない生活が送られ るということを視点に審議いただくことをお願いいたします。

本日は、このような貴重な場面で私の思いを述べられたことに感謝を申し上げ、意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

次に、労働者側陳述人のB様にお願いをいたします。

B様、どうぞこちらにお越しください。

なお、陳述の参考資料としまして、「2016年生活証言・最低賃金生活体験報告書」というもの が提出されておりますので、お手元に配付させていただいております。

それでは、B様、よろしくお願いいたします。

# B陳述人

こんにちは。

私は、労働者側陳述人のBです。私の話をさせていただきます。

私は、生協で15年働いています。一昨年前までは、トラックで組合員さんに商品をお届けする仕事をしていました。子供は3人で、長男が中3のときに私は離婚をし、直後、元夫も亡くなり、私のパートの稼ぎで育ててきました。3人とも奨学金を自分で勝手に手続して借りて、大学へ行きました。以前、掛けていた学資保険があったので、入試代と入学金は少し手助けをすることができました。そのほかは全く何もできませんでした。その後、上の2人は就職をし、家を出て自立してくれています。私のパートの収入は、頑張って残業して250万円足らずです。賞与も退職金も寸志もないです。仕事の内容は正規とほぼ変わらないのに、住宅手当も家族手当も学資手当なども、正規にはあってもパートの私にはつきません。この収入で全て賄うことになります。やはり生活は苦しいです。

先日、今年の11月に娘が結婚すると連絡してきました。そのとき、私はひやっとしました。普通ならうれしいはずの話なんですが、私には全く貯金がないのです。私は何の援助もできないのです。幸い、娘は銀行員で、婚約者は公務員なのです。全て自分たちで準備するつもりでいると思いますが、親として何もしてあげられなく、何の嫁入り道具も用意できず、肩身が狭くて娘の結婚を喜ぶことができない自分がとても情けないです。お金がないということは、娘の普通の幸せすら喜ぶことができなくて、とてもつらいです。

それと、低賃金は老後の年金にも大きく影響します。老後のことを思うと、長生きは禁物だと私は思っています。ちょっとしたことではお医者さんにも行けません。もしも病気をしたらどうなるのでしょう。入院なんてしたらどうなるのでしょう。生活することで精いっぱいで、蓄えがないから入院費や治療費が払えないし、その間働けないということは、その後の収入がないことになります。次の月からどうして暮らしていけばよいのでしょうか。元気で働いているうちは何とか生活できますが、

病気になればたちまち破綻してしまいます。これは、これから年を重ねていく私にとっては切実な問題です。

もちろん旅行にも行けません。生きるためにただ働いている感じです。何も楽しみも作れないし、お金がないからどこへも行けません。今の家は幸い元夫の相続で子供たちの名義なので、家賃は要りませんが、何せ築40年以上たっており、がたがきています。修理することすらできません。給湯器は壊れていても買い換えできません。お風呂は昔の単独で沸かすものなので、幸い入れていますがお湯は出ません。お湯のシャワーももちろん出ません。その当時、娘は今どきの子なので、シャワーが出ないのはつらかったらしく、隣町にある祖母の家にシャワーをしに通っていましたが、通うのが面倒くさくなって、祖母の家に引っ越していきました。

冬でも水で洗い物をしています。トイレも水洗工事をしてくださいと市から言われていますが、お金がないのでできません。床はところどころ抜けそうになっています。ベランダも腐ってきて、今にも抜けそうなところがいっぱいあります。台風や地震が来たら終わりやなと思います。これは大げさのように思われるかもしれませんが、本当の話なんです。屋根があるのでまだ何とか暮らせていますが、水回りの方ももちろん漏れています。これが私の生活の実態です。

最低賃金858円では、1日8時間働いて週5日勤務でも1カ月13万ちょっとで、税金、社会保険料などを引かれて、手取り10万ほどです。この金額でどんな生活ができるか想像してみてください。まともな生活は絶対に無理です。生活できないから身を粉にして残業したり、時間を割いてダブルワークないしトリプルワークをせざるを得ません。それでやっと生きていけることができる状態です。もちろんゆとりなんてありません。文化的な暮らしなんてほど遠いです。今、最低賃金1,000円を要求していますが、1,000円でもまだまともな暮らしには現実ほど遠いと思います。大人の貧困は子供の貧困につながり、勉強したくてもお金がなくて断念せざるを得なくなる子供も実際にたくさんいます。

それと、私の母は今82歳で自分で暮らしてくれていますが、もし倒れて面倒を見なくてはならなくなったときに、私は仕事に行けなくなったら蓄えがないので生きていけません。共倒れになります。親の介護による暗い事件もニュースではよく聞きますが、私にとっては人ごとではありません。私は贅沢は言いません。少しでも貧困をなくし、人間が人間らしく、そして、皆がまともに普通に暮らせる賃金を望みます。まともな暮らしを送るために、最低賃金は今すぐ1,000円以上に、そして暮らせる賃金1,500円以上を実現するべきだと思います。こんな私のような貧困な暮らしをしている人はたくさんいると思います。

この審議会の役割は、私だけでなく大阪で本当に苦しい思いをしている労働者たちの命綱を握っていると思います。その役割と私たちの声を受けとめていただき、審議していただくことをお願いいたします。

これで、私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 古田主任

ありがとうございました。

次に、労働者側陳述人のC様にお願いをいたします。

C様、どうぞお越しください。

#### C陳述人

ご紹介いただきましたCです。

今日は、このような発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私は現在68歳です。結婚当初は夫婦で自営業を営んでいましたが、事情があって36歳のときに離婚し、シングルマザーで4人の子供を育ててまいりました。上の3人が小学生、末っ子は保育所でした。離婚後は夫の養育費もなかった。娘が小学校のころは、弁当を作ってA社で早朝4時から7時まで3時間働き、お昼からは別の会社で1時から夕方5時まで4時間パートで働いて、子育てと家事をこなしながら、生活を支えていました。まだまだ手のかかる年齢の子供でしたし、助けてくれる身内が誰もいなかったので、長時間家をあけて働く訳にはいかず、家から近い会社でパートタイムの働きを選ばざるを得ませんでした。

47歳のときに知人が私の体を心配してくれて、営業事務の正社員の求人を見つけてくれました。おかげで採用され、子供が中学、高校のときには正社員として、61歳の定年まで14年間働くことができました。正社員なのに、家族手当などの福利厚生の恩恵はありましたが、当時の手取り額は13万円ほどでした。それだけでは生活できないので、朝の8時30分から夕方5時半まで8時間働き、退社後はその足でA社へ行き、夕方6時から夜中11時まで5時間働きました。夜中に帰宅し、それから子供4人の弁当をつくり、掃除、洗濯をこなしました。朝、子供たちを送り出し、また出勤するという生活でした。無我夢中で働きましたが、それでも手取りは20万前後でした。家賃を払い、5人が食べるのがやっとでした。パートの時給はどこも最低賃金でした。正社員のときも時給に換算すると最低賃金並みでした。夜中まで働くのは、体はきついし、子供たちのことも気になりましたが、安い時給で働く私は、長時間働かないと生きるためのお金を得ることはできなかったのです。

61歳の定年後は、A社で夕方4時から夜中11時まで7時間パートで働き、65歳からはアルバイトとして働いています。呼び名は変わりましたが、仕事内容は同じです。仕事内容を少しお話しさせていただきますと、食品工場なので衛生面を含め、要求されることがたくさんあります。から揚げは1人で2,000から3,000個揚げています。から揚げを1人で1時間に5,000個揚げろと言われます。正社員に横で時間を計られながら揚げたこともありました。暑さに慣れていない新人は、毎日1人か2人倒れています。冷凍室に避難することもあります。冬は底冷えがします。それでも最低賃金でした。皆さんには想像できないと思いますが、これはかなりの重さであり、腕が上がらなくなったこともあります。重労働をしているのに、正社員の男性から「主婦やから料理は何でもできるやろう。」と言われたときは、主婦パートだから安く使われているなと思い、すごく腹が立ちました。でも、仕事を失う訳にはいかないので我慢しました。

今、作業現場では、ベトナム人や中国人などの外国人がたくさん働いています。言葉の分からない人に仕事を教えるのも、外国人同士のトラブルを処理するのも、現場のパート任せです。正社員は監視するという立場で、ただ見ているだけです。私はA社でもう35年働いていますので、効率よく動くことを覚え、生産能力を上げているはずなのに、それには目を向けてもらえず、昇給はありませんでした。職場で骨折したことがありますが、おかげさまで入院するようなことはありませんでした。もし自分が倒れていたら、本当にどうなっていたか分かりません。

今の時給は、35年たってやっと900円です。もちろんボーナスはありません。A社もあと2年で定年になります。私は60歳から年金をもらっていますが、月額8万円です。今まで無我夢中で働いて忘れていることも多いですが、今考えると、こんなに働いてきたのに貯蓄もほとんどなく、年金

だけで暮らせるはずもなく、体が動くうちは働かなければならないというのが現実です。将来がとても不安で虚しい気持ちになるときがあります。私は、今の企業はパートタイマーやアルバイトには仕事の中身に関係なく、最低賃金を払えばいいと思っているのではないかと思えてなりません。もっと時給のよい仕事があったかもしれませんが、小さい子供を抱え、働きながら仕事をこなすことは簡単なことではないのです。

私は有期契約ではなかったので、働き続けることができましたが、賃金が安い上に契約廃止の不安があったと思うと、考えるだけでも怖くなります。せめて最低賃金が生活を保障してくれるものであれば、もう少し気持ちも余裕を持って暮らすことができたかもしれません。先への不安も随分違ったのではないかと思わずにはいられません。働けば生活できる賃金が保障されるよう、最低賃金の引上げに期待しています。ありがとうございました。

## 古田主任

どうもありがとうございました。

それでは、次に、使用者側陳述人のD様にお願いをいたします。

D様、どうぞ前にお越しください。

なお、参考資料といたしまして、「陳述書」と題されました資料が提出されておりますので、お手元に配付させていただいております。

#### D陳述人

それでは、私から最低賃金審議会の皆様方に意見陳述をさせていただきます。

私は、昨年もこの席で意見陳述をさせていただきました。私は、ビル管理の請負をしている会社の代表取締役です。約200名の従業員が働いております。今、労働者側の意見陳述の方が3名、意見を述べておられましたが、私がやっている会社の従業員と全く同じような状況を、意見を聞いていて感じました。

ただ、私は、ビル管理の仕事をしていますので、基本的には民間の会社であろうが、官公庁であろうが、建物の持ち主との業務請負の契約を結んだ上で、その収入だけで私どもはやっております。皆さん方に今資料としてお渡しした別紙1というのがあると思いますが、この別紙1というのは全国ビルメンテナンス協会の調査による資料です。これを見ていただいたら、真ん中のゼロというラインがあると思いますけども、このゼロというライン以下は、料金が前年に比べて平均的に下がっているという資料です。それで、ゼロより上は、ちょっとでも上がっているという、こういう資料です。点線が官公庁で民間が実線です。

どちらにしても、この資料を見ていただいたとおり、平成10年から去年の平成27年、この18年間に料金がプラス改定が行われたというのはたった3年です。それ以外の十何年は全て下がっています。何でそんな下がったりして会社は契約したり、もうちょっと営業努力をしたらいいん違うかと、このように当然思われるだろうと思いますけども、全ては競争です。企業競争がある訳で、とりわけ官公庁については、1年の毎年入札か、2年、3年に1回競争入札が行われています。ですから、当然、そこで競争があって、取れなければ仕事はない訳ですから、ないということは従業員に仕事をしてもらうということはできませんので、何とか仕事を取って従業員に仕事をやってもらう、こういう努力をしております。

特に労働集約型のビルメンテナンスの仕事というのは、比較的、会社を興すということの意味での起業は簡単なんです。とりわけ資金がたくさん要る訳でもないし、なおかつ労働用具は高価なものが要る訳でもない。要は、働く人さえ雇用できたら、何とかやっていける、こういう業界です。ですから、それは大企業と言われている何万人も雇っているという企業も当然ある訳です。しかしながら、ほとんどは中小で零細企業です。私がやっている会社というのも200人と言いますけれども、200人と聞いたら結構そこそこの会社と違うかと思われるかもしれませんが、我々の業界では200人なんていうのは、本当に中小、零細です。大企業と言われるのは何万人というような従業員がいるところです。

ただ、何万人も雇ったらいいかというような問題でもありません。ですから、お金はなかなか上がりませんが、こういう実情です。

別紙3に書いてあるのは、最低賃金が上がることによってビルメンテナンス企業はどうしているかというと、ひたすら利益分を減らしているということと、それから何とか少しでも合理化して吸収している、このような実情であります。お客さんの方にお金を上げてもらって、ちょっとでも一服するようなことができるのは、ほんの一部です。1割ちょっとぐらいしかありません。そういう実情なので、こういう調査結果と、それともうひとつ、別紙2で、これは労働局から出されている資料です。これを見ていくと、先ほど言いました平成10年から平成27年の間、金額が多い少ない、またゼロ%もありますけど、少なくとも下がったときは一度もありません。ですから、これらの差は全て我々が吸収していくという実情です。

ですから、去年もそうですし、その前もその前もずっとそうですけど、中央最低賃金審議会の目安の中に官公庁が民間に委託業務をするときには、最低賃金は年度途中に上がる訳ですから、十二分に配慮するように、特段の配慮するように要望するという趣旨の文言がありますけれど、しかしながら、年度途中に料金の改定なんていうことは到底考えられないというのが実情です。官公庁というのは、当然1年間の予算でやっている訳ですから、途中で料金の改定というようなことはありません。次の入札のときに、必ず改定が行われるかというと、当然、発注側の役所の方が、最賃が上がったから少しずつでも予定価格を見直ししているというのは当然言われている訳ですけども、しかしながら、料金というのは何も人件費だけではありませんので、労働用具も費用の中にあるし、それ以前に業務請負ですから、清掃の業務の中身、すなわち仕様書と我々は言っているのですが、仕様の中身が変わってしまえば、最賃が上がろうがどうしようが料金は下がったりする場合も結構あります。

すなわち、どういうことかというと、この部屋だって、毎日毎日、掃除するという内容が初めにあっても、その次の年には1週間に2日であったり3日であったり、階段はもうしなくてもいいと、こういうように仕様が変わっていけば、料金は、当然、変わる訳です。それなら週1回しか掃除しなくていいように変わったから、清掃員もそのようにできるかというと、なかなか難しいですし、できません。

私がここで皆さん方に訴えたいことは、要は、契約料金がそれなりに民間であろうが役所であろうが見合うようにすれば、私は何も最低賃金が上がることを反対しておる訳ではありません。従業員のお給料が上がる訳ですから、それは何も反対するようなことは一つもありません。しかしながら、請負料金がなかなか見合うように上がってきません。競争はしているから、好きなように最賃が上がったら上がった分だけ入札額に反映させた金額で入札したって、取れなければどうにもならない訳ですから。人件費は我々の業務委託の料金の100万円の料金があったら、約80%、80万円分はほぼ

人件費です。それ以外に労働用具とか、利益とか、いろんなことがありますけど、そういう実情が一方である訳ですから、おそらく、どのビルメンテナンス会社も、私、大変苦労していると思います。 私だけですけど、ここでこう言っているのは。

しかしながら、非常にしんどい実情がありますので、是非とも中央最賃審議会の方がどうか特段の配慮をして欲しいと文言だけで言われても、私が取引している役所でそんな話をしたら、そんなの聞いたこともないというようなことは大抵あります。中途で最賃が上がったから、ちょっと見直してもらえませんかと言いに行っても、そんなことは入札で決まった金額なんやから、次の入札でやってくださいと言われるのがせいぜいです。ですから、是非、何とか契約料金が見合うような形で、特段に我々が利益を得ないといけない訳でないですから、そのことをよくよく配慮していただいて、是非、ここで最低賃金が当然、一定の金額アップがおそらく来月の終わりぐらいになるのだろうと思いますが、是非、そのことを各行政機関、民間機関にも言っていただいて、配慮せえと、こういうふうにやっていただきたいと。そうすれば、当然、料金は変わっていく訳ですし、妙な競争はせずにやっていけば、それは上がっていくだろうと思います。

ただ、やっぱりいろんなことがあるということだけご理解いただきたいと思います。ですから、私の意見はここにも書いてあるように、要は、料金を考えて欲しいと、こういうことでやっていただきたいと思っています。それがなかなかできないから余り上げないでと、私は言っている訳です。それが実現しないと、全部私みたいな企業が背負っていかざるを得ないというのが実情でありますので、そのことだけよくよくご理解いただいて、よろしくお願いをしたいと。

以上です。ありがとうございました。

#### 古田主任

どうもありがとうございました。

意見陳述は以上でございます。

それでは、引き続き議事の進行を会長、よろしくお願いいたします。

#### 富田会長

ただいま4人の方からご意見をお聞きしましたが、陳述いただいた内容について、何かご質問はご ざいますか。よろしいでしょうか。

(なし)

#### 冨田会長

それでは、大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様におかれましては、ただいまお聞きした労働者側、 使用者側の意見についても十分ご留意の上、審議をしていただくようお願いいたします。

なお、昨日、7月27日、第1回目の地域専門部会を開催しております。その中で、今年度の地域 専門部会については大阪府最低賃金専門部会運営規程の規定どおり、会議及び議事録は非公開、議事 要旨のみ公開することとなっております。そういう状況で審議が進められております。

今後の地域専門部会の日程について、事務局から説明してください。

#### 古田主任

私から今後の日程につきまして、ご説明をいたします。

資料1をご覧ください。

地域専門部会につきましては、第2回目を8月1日月曜日午後2時に、第3回目を8月2日火曜日午前10時に、第4回目を8月3日水曜日午前10時に、第5回目を8月4日木曜日午前9時にそれぞれ開催する予定にしております。

また、予備日としまして、第6回目を8月5日金曜日午後1時から設定をしております。

事務局といたしましては、早期発効するためには、8月5日午後3時から開催を予定しております第318回の総会までにはご答申をいただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

#### 富田会長

ただいまの説明に対して何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

#### 冨田会長

それでは、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、意見陳述をしてくださった方及び随行の方は、ここで退席していただいて結構でございます。 それでは、議事を続けたいと思います。

それでは、議事(2)、「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

大阪府塗料製造業最低賃金ほか6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、7月5日の総会において局長から諮問がございました。これを受けて、当審議会では昨日、27日に第2回特別小委員会を開催し、塗料製造業、鉄鋼業の最低賃金の改正決定の必要性の有無について検討を行っておりますので、特別小委員会の服部委員長から審議結果のご報告をお願いいたします。

#### 服部特小委員長

それでは、特別小委員会における審議結果についてご報告をいたします。

第2回特別小委員会では、改正決定の申出がありました特定最低賃金のうち、塗料製造業並びに鉄鋼業の2件について審議を行いました。その結果、資料4の報告書のとおり、塗料製造業、鉄鋼業の2件の特定最低賃金に関しまして、「改正決定の調査審議を行うことを必要と認める。」旨、全会一致で合意いたしましたことをご報告申し上げます。

以上です。

#### 富田会長

ありがとうございました。

特別小委員会委員長から報告をいただきましたが、何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

( な し )

# 冨田会長

それでは、塗料製造業、鉄鋼業の2件の特定最低賃金については、特別小委員会委員長の報告のと おり、「改正決定の調査審議を行うことを必要と認める。」ということで取りまとめたいと思います が、ご異議はございませんか。

( 異議なし)

#### 冨田会長

ありがとうございました。

それでは、塗料製造業、鉄鋼業の2件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申を 行うことといたします。

事務局で答申文案の用意をお願いいたします。

#### 田中課長

用意ができておりますので、これより配付させていただきます。

#### 冨田会長

答申文案について、事務局で読み上げてください。

#### 星島指導官

それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。

(案)

平成28年7月28日

大阪労働局長 苧谷秀信殿

大阪地方最低賃金審議会会長 冨田安信

最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、平成28年7月5日付けをもって最低賃金法第21条に基づき貴職から諮問のあった 最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の最低賃金について、改正 決定の調査審議を行うことを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

大阪府塗料製造業最低賃金

大阪府鉄鋼業最低賃金

以上です。

## 冨田会長

この内容でご異議ございませんか。

#### ( 異議なし)

#### 冨田会長

ありがとうございます。 それでは、局長に答申します。

(会長から答申文を局長に手交する)

#### 冨田会長

それでは、今後の手続について事務局から説明してください。

# 古田主任

それでは、説明いたします。

7月5日の第1回総会において、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金については、併せて改正決定の調査審議をお願いするとの諮問が行われておりますので、ただいまご答申をいただきました2件の特定最低賃金につきましては、本日付で専門部会委員の候補者の推薦に関する公示、関係労使からの意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の候補者の推薦に関する公示の締め切り日は、8月5日金曜日とさせていただき、関係労使の意見聴取の公示の締め切り日は、8月12日金曜日とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

その後、委員の任命手続を経まして、各特定最低賃金専門部会を開催していただくことになります。 以上でございます。

# 冨田会長

ただいまの事務局の説明について、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

( な し )

#### 冨田会長

続きまして、議事(3)、「平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。 事務局から説明してください。

#### 田中課長

事務局より説明いたします。

本日、午前10時から中央の最低賃金審議会総会が開かれております。この総会では、26日に取りまとめられました中央最低審議会目安に係る小委員会の報告、そして答申が行われることとなっています。先ほど答申の状況を確認しましたところ、答申が行われたということの報告を受けました。これより答申文の印刷を行い、準備をしたいと思いますので、10分程度休憩を入れていただいても

よろしいでしょうか。

#### 冨田会長

それでは、10分休憩に入るということでよろしいですか。 休憩に入りたいと思います。

(休憩)

#### 冨田会長

10分を予定していたのですが、10分では間に合いそうにないということなので、内容だけ簡単 に報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、内容に関して説明していただけますか。お願いいたします。

#### 田中課長

それでは、申し訳ございません。10分でできる予定だったのですが、間に合いませんでしたので、まず、皆さんのお手元に小委員会報告を配らせていただきます。ポイントを口頭で説明させていただきます。

平成28年度地域別最低賃金額改定の目安についてのポイントです。

まず、小委員会において、今年度の引上げの目安額、これ全国加重平均で昨年の18円を6円上回る24円という結果で取りまとめられております。

2点目、目安額を引き上げ率に換算すると3.0%。昨年の引き上げ率2.3%に比べて、非常に高い水準となっている。

3点目、ランク別では、Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円とされ、全都道府県で時間額20円を超える目安額となっています。

これが今年度のポイントとなっております。

以上でございます。

#### 冨田会長

ありがとうございました。

今、小委員会報告がお手元に届きましたので、併せてご覧いただければと思います。 どうもありが とうございました。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

#### 富田会長

その他、労働者を代表する委員から何かございますか。

(なし)

# 冨田会長

使用者を代表する委員から何かございますか。

(なし)

# 冨田会長

次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会の審議状況にもよりますが、8月5日金曜日午後3時からを予定しております。委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の議事録の署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を 代表する委員は中井委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局から何かありますか。

( な し )

# 冨田会長

それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 午前11時45分)